

規制の事後評価書（要旨）

令和元年 8 月
国家公安委員会・警察庁

目 次

1	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）により新設された規制	
(1)	所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大	1
(2)	銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加	3
(3)	銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長	5
(4)	高齢者に対する認知機能検査の導入	7
(5)	射撃技能に関する講習の受講義務の新設	9
(6)	年少者による空気銃の所持の制限	11
(7)	年少射撃資格の認定制度の創設	14
(8)	実包の所持状況の記録化	17
(9)	実包等の保管に係る努力義務の新設	19
(10)	行政調査に関する規定の整備	21
(11)	調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設	23
(12)	猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設	25
2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第168号）により新設された規制	
(1)	店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加	27
(2)	ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大	29
3	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）により新設された規制	
(1)	暴力的要求行為として規制する行為の追加	32
(2)	準暴力的要求行為の規制の拡大	34
(3)	対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置	36
(4)	賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加	39
(5)	縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止	41
(6)	暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置	43
4	道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）により新設された規制	
(1)	病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止	46
(2)	一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止	48
(3)	一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除	50
(4)	取消処分者講習の受講対象の拡大	52
(5)	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令	54
(6)	自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等	57

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

平成20年6月に東京の秋葉原で発生した無差別殺傷事件で使用されたダガーナイフのような剣の形状をした刃物は、もともと刺突用の凶器として製作されたものであり、殺傷能力が高く、社会的有用性もないことから、こうした剣を使った凶悪犯罪の防止を図るため、刃渡り15センチメートルに満たないものについても刀剣類として規制することとしたものである。

現在も、刺突用の凶器として製作されたもので、殺傷能力が高く、社会的有用性もない剣を使った凶悪犯罪の防止を図る必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、規制対象となる剣を使った事件・事故が防止されず、国民の生命及び身体の被害が生じるおそれがあったものと考えられる。

前記のとおり、現在も、刺突用の凶器として製作され、殺傷能力が高く、社会的有用性もない剣を使った凶悪犯罪の防止を図る必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制について、例外的に所持の許可を受ける場合には、許可の申請に係る事務負担が発生すると想定していた。本規制が導入され、後述のとおり、ダガーナイフの回収又は廃棄が推進されて以降、新たに規制の対象とされた剣に係る所持許可の申請は確認されていない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、所持許可の申請があった場合、審査の事務負担が発生するが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少であると想定していた。本規制の導入後、新たに規制の対象とされた剣に係る所持許可の申請に対する審査の実施は確認されており、事務負担は発生していない。また、本規制の導入に伴い、ダガーナイフの回収が行われたが、特段の体制強化等なく対応したものである。その他、事前評価時に想定されなかった事務負

担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、新たに規制対象となる剣を使った事件・事故が防止され、国民の生命及び身体の被害が防止されると想定された。ダガーナイフについては、本規制導入の猶予期間である平成20年12月から平成21年7月までの間に、都道府県警察によって11,744振が回収されたほか、刃物販売業者等によって3,214振が廃棄又は輸出されるなどしており、本規制が事前評価時に想定された効果の実現に一定の寄与があったものと考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、本規制の対象となる剣の使用により国民の生命及び身体の被害が発生した事件がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事件により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴う費用の発生は、確認されていない。また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制の導入により、新たに規制の対象とされた剣による凶悪犯罪を防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の対象とされた剣による凶悪犯罪を防止するという便益と費用を比較すると、費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

平成19年12月に長崎県佐世保市で発生した猟銃使用殺傷事件、平成20年6月に東京の秋葉原で発生した無差別殺傷事件等、銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等に鑑み、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化により、銃砲刀剣類の所持を許可することが典型的に危険な者を排除することを図り、銃砲刀剣類の使用又は所持による危害を防止する必要があると認められた。

このため、破産手続開始の決定を受け復権を得ないこと、禁錮以上の刑に処せられたこと、ストーカー行為をしたこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと、自殺をするおそれがあること等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加することとしたものである。

現在もこれらの欠格事由に該当する者を銃砲刀剣類の所持許可の対象から排除する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、これらの欠格事由該当者による銃砲刀剣類を使用した事件・事故が発生し、国民の生命及び身体の被害が生じるおそれがあったものと考えられる。

前記のとおり、現在も本規制の欠格事由に該当する者を銃砲刀剣類の所持許可の対象から排除する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制の導入に伴い、新たな遵守費用は発生していない。

また、本規制の導入に伴い、新たな行政費用は発生していない。

事前評価時には、本規制の効果として、銃砲刀剣類の所持を許可することが典型的に危険な者を排除することにより、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化が図られ、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止されると想定していた。本規制が導入された平成21年から平成30年末までの間に、本規制の欠格事由に該当していることにより、所持許可が取り消され

た者、所持許可申請を不許可とされた者、教習射撃認定申請を不認定とされた者、又は所持許可の更新申請を不更新とされた者はそれぞれ、199人、45人、139人、30人把握しているほか、本規制の欠格事由に該当することを理由とした所持許可証の自主返納等の事例も把握していることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、本規制の欠格事由に該当する者が銃砲刀剣類を使用し、国民の生命及び身体に被害が生じる事件がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事件により発生する金銭的損失を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴う費用は、特段発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、銃砲刀剣類の許可要件を厳格化することにより、銃砲刀剣類の所持を許可することが典型的に危険な者の排除が図られ、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用は特段発生していないため、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

銃砲刀剣類所持等取締法の取消処分に係る欠格事由は、取消事由によって取消処分後の欠格期間に差を設けてはいなかったが、人の生命若しくは身体を害する罪に当たる違法な行為又は銃砲刀剣類等を使用して人の生命若しくは身体を害する罪以外の凶悪な罪に当たる違法な行為をして取り消された場合は、銃砲刀剣類所持等取締法違反等他の取消事由と比して、その危険性は著しく高いことから、これにより所持許可を取り消された者は、悪質で危険性の高い不適格者としてより長期間排除する必要があると認められた。

このため、本規制において、銃砲刀剣類の所持又は使用による危害を防止するため、悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものには10年間銃砲刀剣類を所持させないこととしたものである。

現在も悪質で危険性の高い不適格者を銃砲刀剣類の所持許可の対象から排除する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、これらの欠格事由該当者による銃砲刀剣類を使用した事件が発生し、国民の生命及び身体の被害が生じるおそれがあったものと考えられる。

前記のとおり、現在も悪質で危険性の高い不適格者を銃砲刀剣類の所持許可の対象から排除する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制の導入に伴う新たな遵守費用は発生していない。

また、本規制の導入に伴う新たな行政費用は発生していない。

事前評価時には、本規制の効果として、悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものに銃砲刀剣類を所持させないことにより、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止されると想定していた。本規制導入後、平成21年から平

成 30 年未までの間に、人の生命若しくは身体を害する罪に当たる違法な行為又は銃砲刀剣類等を使用して人の生命若しくは身体を害する罪以外の凶悪な罪に当たる違法な行為をしたこと（銃刀法第 11 条第 1 項第 4 号に該当したこと）を理由に所持許可が取り消された者は 23 人把握しており、当該処分を受けた者については 10 年間の欠格期間が適用されることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、本規制による欠格事由の該当者が銃砲刀剣類を使用し、国民の生命及び身体被害が発生する事件がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事件により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴う費用は、特段発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものに銃砲刀剣類を所持させないことにより、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体被害が防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用は特段発生していないため、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：高齢者に対する認知機能検査の導入

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、猟銃及び空気銃の所持者の高齢化に伴い、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる違反事例や事故等が発生している状況に鑑み、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を防止するため、75歳以上を一応の目安として認知機能に関する検査を受けさせることにより認知機能の低下した者を把握し、適切に対処することとしたものである。

現在も認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を防止する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、所持者の加齢に伴う認知機能の低下によると思われる違反事例や事故等の発生を防止することがより困難となったものと考えられる。

前記のとおり、現在も認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を防止する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制を受ける75歳以上の高齢者において、銃砲刀剣類の所持許可又は更新に当たって認知機能に関する検査を受ける費用が発生するほか、認知機能検査の結果、認知症の疑いがあると認められる高齢者には、医師の診断を受ける費用が発生すると想定していた。本規制導入後、想定のとおり、認知機能に関する検査を受ける費用（650円）、また、検査の結果、認知症の疑いがあると認められる高齢者においては、医師の診断を受ける費用が発生した。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、都道府県公安委員会による認知機能検査の実施費用が発生するほか、認知症の疑いがあると認められる高齢者から診断書を受ける事務負担も発生するが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する費用は僅少であると想定していた。

本規制の導入後、想定のとおり、都道府県公安委員会による認知機能検査の実施費用は発生しているが、当該費用は当該検査を受ける者から徴する手数料（当該検査を受ける費用）により賄われ、都道府県公安委員会の金銭的負担は発生していない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、すべての75歳以上の高齢者が認知機能に関する検査を受け、検査の結果、認知症の疑いのある者から専門医の診断書が得られることから、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を減少できると想定していた。本規制導入後、平成21年から平成30年末までの間に認知機能検査や専門医の診断の結果を踏まえ、適切に所持許可証の自主返納等がなされていることを都道府県警察からの報告により把握しており、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事例や事故により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化はしないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い、遵守費用については、認知機能に関する検査を受ける費用のほか、認知機能検査の結果、認知症の疑いがあると認められる高齢者には、医師の診断を受ける費用が発生した。行政費用については、認知症の疑いがあると認められる高齢者から診断書を受ける事務負担が発生した。副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって導入された認知機能検査の結果、認知症の疑いのある者から医師の診断書の提出を受けるなどし、所持許可に関する業務を適切に実施した結果、所持許可証の自主返納等により、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を防止するという便益と比較して費用は相対的に少ないものと認められ、便益が費用を上回っていると認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：射撃技能に関する講習の受講義務の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制の導入以前、猟銃使用による事故（自殺を除く。以下同じ。）は、毎年一定数以上発生し、さらにそのうち猟銃の基本的な操作や射撃の技能が低下しているために発生したと考えられる事故が約9割を占めていた。

このため、本規制により、猟銃の所持許可の更新を受けようとする者に対し、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けることを義務付けることにより、猟銃の基本的な操作や射撃の技能の低下に伴う事故の防止を図ることとしたものである。

本規制の導入以後も、猟銃の基本的な操作や射撃の技能の低下に伴う事故の防止を図る必要性に変化はなく、また、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制が導入されていなかった場合には、猟銃の基本的な操作や射撃技能の低下による事故が抑止されず、人の生命及び身体の被害が生じるおそれがあったものと考えられる。

前記のとおり、現在も、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けることを義務付け、猟銃の基本的な操作や射撃の技能の低下に伴う事故の防止を図る必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、猟銃の所持許可を更新するに当たって射撃技能に関する講習を受講する費用が発生すると想定していた。本規制の導入後、想定のとおり、射撃技能に関する講習を受講する費用（現在 12,300 円）が発生している。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、講習の実施に費用が発生すると想定していた。本規制の導入後、想定のとおり、講習の実施に費用は発生しているが、当該費用は当該講習を受講する者から徴する手数料により賄われ、都道府県公安委員会の金銭的負担は発生していない。その他、事前

評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、猟銃による事故が防止されるものと想定していた。本規制の導入前の平成11年から平成20年末までの間と導入後の平成21年から30年末までの間における猟銃使用による事故の発生件数を比較すると、前者の262件に対し後者が200件と、約4分の3（約76.3%）に減少しており、事前評価時に想定された効果が一定程度発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、猟銃を使用した事故がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事故により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い、遵守費用として、射撃技能に関する講習を受講する費用が、行政費用として、講習の実施に関する事務処理の費用が発生した。副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、猟銃の基本的な操作や射撃技能の向上による事故の発生が減少し、人の生命及び身体の被害を防止させることができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、人の生命及び身体の被害の防止という便益と比較して、費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：年少者による空気銃の所持の制限

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制の導入以前、空気銃については、原則として18歳以上の者でなければ所持許可を受けることができないものの、18歳未満であっても国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された14歳以上のものに限り、所持許可の対象にするという例外を認めていた。

しかし、年少者（14歳以上18歳未満の者をいう。以下同じ。）は、一般に心身が未成熟で成人に比べて危険物を適切に保管等する能力に劣っており、年少者自らが空気銃の所持許可を受けて保管した場合に、大会等の際に年少者が空気銃を携帯して射撃場までの間を往復するということにならざるを得ないこと等の問題が認められ、その所持を可能な限り制限することが危害予防上望ましいことから、盗難、紛失等の事故を防止するため、年少者については特別の場合を除き所持許可を認めないこととする必要があった。

このため、本規制によって、年少者で所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定することとしたものである。なお、所持許可を受けられない年少者は、射撃指導を受けるために、資格の認定を受けた上で、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができることとした。

本規制の導入以後も、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故の防止を図る必要性に変化はなく、また、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制が導入されていなかった場合には、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故の防止が困難化し、人の生命及び身体の被害が生じる可能性が増大したものと考えられる。

前記のとおり、現在も年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故の防止を図る必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者が資格の認定を受ける事務負担、射撃指導員が許可申請する事務負担及び射撃指導員が監督に当たる費用が発生すると想定していた。本規制の導入後、想定のとおり、年少者又は射撃指導員の事務負担及び射撃指導員が監督に当たる費用が発生している。具体的には、年少者においては、年少射撃資格認定講習会を受講する費用（9,700円）及び認定の申請に係る費用（9,600円）が発生し、射撃指導員においては、空気銃の所持許可の申請に係る費用（6,800円）及び空気銃を購入する費用（実費）が発生している（なお、本規制の導入前においても、空気銃の所持許可を受けようとする者については、猟銃等講習会を受講する費用（6,800円）及び許可の申請に係る費用（9,000円（当時））を要していた。）。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、年少者資格認定及び射撃指導員の許可申請に対する審査に必要な事務負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応できると想定していた。本規制導入後、想定のとおり、都道府県公安委員会による年少射撃資格認定講習会の実施費用等は発生しているが、当該費用は当該講習を受講する者から徴する手数料等によって賄われ、都道府県公安委員会の金銭的負担は発生していない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績のかい離は生じていない。

本規制は、年少者による事案の発生を理由として設けたものではないものの、事前評価時には、本規制の効果として、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故を防止することにより、空気銃による人の生命及び身体の被害が防止されると想定していた。本規制の導入前の平成11年から20年末までの間に引き続き、導入後の平成21年から30年末までの間にも、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故の発生の把握はなく、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事故による金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用については、遵守費用として、年少者又は射撃指導員の事務負担及び射撃指導員が監督に当たる費用が、行政費用として、年少者資格認定及び射撃指導員の許可申請に対する審査に係る事務負担が発生している。副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故が防止され、人の生命

及び身体の被害を防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、空気銃の盗難、紛失等の事故を防止することによって、当該空気銃による事件等の発生を抑え、人の生命及び身体を被害を防止するという便益と比較して費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：年少射撃資格の認定制度の創設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

年少者（14歳以上18歳未満の者をいう。以下同じ。）については、一般に心身が未成熟で、成人に比べて危険物を適切に保管等する能力に劣っており、空気銃の所持を可能な限り制限することが危害予防上望ましく、その所持する空気銃の盗難、紛失等の事故を防止するため、所持許可の対象を国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定することとしたが、年少者の空気銃の所持許可を制限する趣旨が、年少者自らが空気銃の所持許可を受けて保管した場合に、大会等の際に年少者が空気銃を携帯して射撃場までの間を往復するということにならざるを得ないこと等、盗難、紛失等の事故防止の観点からの問題にあることを踏まえると、資格の認定を受けた年少者のみについて、限られた場所で適切な者の監督の下に自ら保管することを要しない空気銃を所持させることとする必要が認められた。

このため、14歳以上18歳未満の者で一定の空気銃射撃競技に参加する選手等であるものが、射撃指導を受けるために、都道府県公安委員会による年少射撃資格の認定を受け、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができる制度を導入することとしたものである。

本規制については、平成26年の銃砲刀剣類所持等取締法の改正により、年少射撃資格者の下限年齢が14歳から10歳に引き下げられているものの、本規制の導入以後も、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故の防止を図る必要性に変化はなく、また、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制が導入されていなかった場合には、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故の防止が困難となり、人の生命及び身体の被害が生じる可能性が増大したものと考えられる。

前記のとおり、現在も年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故の防止を図る必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者が資格の認定を受ける事務負担、射撃指導員が許可申請する事務負担及び射撃指導員が監督に当たる費用が発生すると想定としていた。本規制の導入後、想定のとおり、年少者又は射撃指導員の事務負担及び射撃指導員が監督に当たる費用が発生している。具体的には、年少者においては、年少射撃資格認定講習会を受講する費用（9,700円）及び認定の申請に係る費用（9,600円）が発生し、射撃指導員においては、空気銃の所持許可の申請に係る費用（6,800円）及び空気銃を購入する費用（実費）が発生している（なお、本規制の導入前においても、空気銃の所持許可を受けようとする者については、猟銃等講習会を受講する費用（6,800円）及び許可の申請に係る費用（9,000円（当時））を要していた。）。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、年少者資格の認定及び射撃指導員の許可申請に対する審査に必要な事務負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応できると想定していた。本規制の導入後、想定のとおり、都道府県公安委員会による年少射撃資格認定講習会の実施費用等は発生しているが、当該費用は当該講習を受講する者から徴する手数料等によって賄われ、都道府県公安委員会の金銭的負担は発生していない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績のかい離は生じていない。

本規制は、年少者による事案の発生を理由として設けたものではないものの、事前評価時には、本規制の効果として、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故を防止することにより、空気銃による人の生命及び身体の被害が防止されると想定していた。本規制の導入前の平成11年から20年末までの間に引き続き、導入後の平成21年から30年末までの間にも、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故の発生の把握はなく、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故がどの程度発生するかについて推計し、それらの事故による金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用については、遵守費用として、年少者又は射撃指導員の事務的負担及び射撃指導員が監督に当たる費用が発生し、行政費用として、年少者資格認定及び射撃指導員の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が発生している。副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故が防止され、人の生命

及び身体の被害を防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、空気銃の盗難、紛失等の事故を防止することによって、当該空気銃による事件等の発生を抑え、人の生命及び身体を被害を防止するという便益と比較して費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：実包の所持状況の記録化

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

平成19年12月に長崎県佐世保市で発生した猟銃使用殺傷事件では、被疑者が2,700個余りの実包を所持しており、かつ、そのことを事件発生まで警察が把握できていなかったことから、国民の間に大きな不安が広がった。当時の銃砲刀剣類所持等取締法では、実包については監督方法が定められていなかったが、猟銃の危険性は、銃とその適合実包等が組み合わされることによって現実化するものであるから、猟銃の危害を防止するためには、実包についても所要の監督を行う必要があると認められた。また、実包はその形状から猟銃本体と異なり、紛失や隠匿が容易であるから、銃砲等の所持、使用等に関する危害を予防するという銃砲刀剣類所持等取締法の目的を実現するためには、猟銃本体の監督方法以上に、厳格な管理を行う必要があると認められた。

このため、猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、これに所定の事項を記載しなければならないこととしたものである。

現在も実包の所持状況を記録し、適切に管理することにより、猟銃の所持、使用等に関する危害を予防する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、猟銃所持者による実包の適正な管理が推進されず、猟銃による国民の生命及び身体の被害が生じるおそれがあったものと考えられる。

前記のとおり、実包の所持状況を記録し、適切に管理することにより、猟銃の所持、使用等に関する危害を予防する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制の導入に伴い、猟銃の所持許可を受けた者には、帳簿を備え、実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したとき、これに所要の事項を継続的に記録する事務負担が発生すると想定していた。本規制の導入後、想定のとおり、猟

銃の所持許可を受けた者には上記の事務負担が発生している。それらの記録に係る事務負担は、事案によって異なるため、当該記録に係る遵守費用を金銭価値化して推計することは困難である。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の導入に伴い、帳簿記載事項の正確性を担保するための検査に係る事務負担が発生すると想定していた。本規制の導入後、想定のとおり、帳簿記載事項の正確性を担保するための検査に係る事務的負担が発生しているが、当該検査は、銃刀法の規定に基づき、毎年の銃砲一斉検査において銃砲の検査とともに実施されており、特段の体制強化等なく対応している。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、実包の厳格な管理により、実包の紛失や不要な実包の貯蔵等が防止され、銃砲による人の生命及び身体の被害が防止されると想定していた。本規制導入後の平成 21 年から平成 30 年末までの間に把握された、帳簿の記載に関する違反は 82 件であり、各都道府県警察における取締り、銃砲一斉検査及び猟銃等講習会における指導等によって、本規制の導入後、実包の厳格な管理が推進されたと認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、実包の紛失や不要な実包の貯蔵等を背景とした銃砲による国民の生命及び身体の被害が生じた事案がどの程度発生するか想定し、さらに、それらの事案により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用については、遵守費用として、猟銃の所持許可を受けた者において帳簿を備えて所要の事項を記載する事務負担が、行政費用として、都道府県警察において帳簿記載事項の検査に係る事務負担がそれぞれ発生しているが、いずれも本規制の目的に照らして必要最小限度のものと認められる。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、実包の厳格な管理が推進され、実包の紛失や不要な実包の貯蔵等を防止するとともに、銃砲による人の生命及び身体の被害の防止を推進することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、実包の紛失や不要な実包の貯蔵等を防止するとともに銃砲による人の生命及び身体の被害を防止するという便益に比較して、費用は相対的に小さいと認められ、便益が費用を上回っていると認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：実包等の保管に係る努力義務の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

銃砲と適合実包等は、これが一体となってその危険性が大きく顕在化するため、銃砲刀剣類所持等取締法は銃砲及びその適合実包等を同一設備に共に保管してはならないとすることで、いずれかが盗まれたとしても銃砲による危害をできるだけ小さくすることを図っていたところであった。しかしながら、この場合であっても、銃砲及びその適合実包等が同一建物内にある場合には、これらが同時に盗難に遭う危険性が高い。したがって、銃砲及びその適合実包等が同時に盗難に遭う危険性を低くするため、これらの物理的な隔離を更に進める必要があると認められた。

このため、銃砲とその適合実包等は同一建物内に共に保管しないよう努めなければならなかったものである。

現在も銃砲及びその適合実包等が同時に盗難に遭う危険性を低くする必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、銃砲とその適合実包等が同時に盗難に遭う危険性が低下しなかったものと考えられる。

前記のとおり、現在も銃砲及びその適合実包等が同時に盗難に遭う危険性を低くする必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、適合実包等を銃砲とは他の建物に保管する又は火薬類販売業者等に保管を委託する費用が発生すると想定していた。本規制の導入後、想定のとおり費用が発生していると認められるところ、それらに係る費用は、事案によって異なるため、遵守費用を金銭価値化して推計することは困難である。その他、事前評価時に想定されなかった費用等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の導入に伴う新たな費用は発生しないと想定していた。本規制の導入

後、各都道府県警察によって、銃刀法に基づき従前より実施している猟銃等講習会、所持許可申請の受付等において本規制に関する指導・説明を実施しているが、既存業務に伴い実施しているため、特段の事務負担はないものと認められる。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、銃砲とその適合実包等が同一建物内から同時に盗難に遭う危険性を少なくし、銃砲の所持、使用等による人の生命及び身体の被害が防止されると想定していた。本規制の導入前の平成11年から20年末までの間と導入後の平成21年から30年末までの間に把握した銃砲とその適合実包が同一建物内から同時に盗難に遭った事件件数を比較すると、前者の9件に対し後者は2件と減少しているほか、各期間の猟銃所持許可丁数（平均値）10万丁当たりの同事件件数についても、前者が約3件、後者が約1件となっており、事前評価時に想定された効果が一定程度発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、銃砲とその適合実包等が同時に盗難に遭い、国民の生命及び身体の被害が生じた事案がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事案により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用については、可能である場合には、適合実包等を銃砲とは他の建物に保管する、又は火薬類販売業者等に保管を委託する遵守費用が発生した。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、銃砲とその適合実包等が同時に盗難に遭う危険性を少なくし、銃砲の所持、使用等による人の生命及び身体の被害を一定程度防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、上記便益と比較して費用は相対的に小さいと認められ、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：行政調査に関する規定の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制導入以前の銃砲刀剣類所持等取締法においては、銃砲刀剣類の所持許可の申請があった場合や、所持許可を受けて銃砲刀剣類を所持する者が欠格事由に該当するとの情報があった場合に、その者が欠格事由に該当するか否かを調査するに当たり、その者に対し、必要な事項の報告を求め、医師の診断を受けるべきことを命じることや、公務所等に照会することの根拠となる規定を置いていなかった。

銃砲刀剣類による危害を予防するためには、銃砲刀剣類の所持者に対して必要な監督を行う必要があることから、適宜かつ的確な報告徴収、照会等の根拠規定を整備したものである。

現在も、銃砲刀剣類による危害を予防するため、欠格事由に該当するおそれが認められる者に対し、必要な事項の報告を求め、医師の診断を受けるべきことを命じることや、公務所等に照会することの根拠となる規定を置く必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、欠格事由に該当するおそれのある者による銃砲刀剣類を使用した事件・事故が発生し、国民の生命及び身体被害が生じるおそれがあったものと考えられる。

前記のとおり、現在も、欠格事由に該当するおそれが認められる者による銃砲刀剣類を使用した事件・事故の発生を防止する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制の導入に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうかなどを調査するため必要があると認めるときに、当該許可を受けた者には指定された医師の診断を受けて都道府県公安委員会に対し報告する事務負担が、また、同様の場合に、公務所等にも都道府県公安委員会に対し報告をする事務負担が生じると想定していた。本規制の導入後、想定のとおり、当該許可を受けた者及び公務所等に報告に係る事務負担が発生しているが、それらの報告に係る事務

負担は、事案によって異なるため、当該報告に係る遵守費用を金銭価値化して推計することは困難である。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制の導入に伴い、都道府県公安委員会が報告を受ける事務負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する行政費用は僅少であると想定していた。また、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者等から確実に報告を徴収することにより、銃砲刀剣類の所持不適格者を発見し、銃砲刀剣類による危害が予防されると想定していた。本規制の導入後の平成21年から平成30年末までの間の報告徴収、受診命令の件数は、それぞれ2件、107件であった。それぞれの報告徴収又は受診命令に基づく受診結果を踏まえ、許可証の自主返納若しくは取消し処分がなされており、適切に所持許可事務が推進されたことから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、欠格事由に該当するおそれのある者が銃砲刀剣類を使用する事件がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事件により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用については、銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者には都道府県公安委員会に対し報告する事務負担が、また、同様の場合に、公務所等にも都道府県公安委員会に対し報告する事務負担が発生する一方、都道府県公安委員会においては報告を受ける事務負担が発生する。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者から確実に報告を徴収すること等により、銃砲刀剣類の所持不適格者を発見することができ、銃砲刀剣類の所持、使用による危害の予防に寄与することができたと考えられる。

本規制の導入に伴う便益について金銭価値化することは困難であるが、所持不適格者が銃砲刀剣類を所持、使用することによる危害を予防するという便益に比較して、費用は相対的に小さいものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が欠格事由に該当する疑いがあり、その真否等を確認するための調査を具体的に行っている間、当該銃砲刀剣類をその者の管理下に置いておかざるを得ないというのは危害予防上問題があることから、銃砲刀剣類の所持、使用等に関する危害を予防するため、都道府県公安委員会が調査を行う間における銃砲刀剣類の保管に関する規定を設ける必要があると認められ、本規制が整備されたものである。

欠格事由に該当する疑いがあり、その真否等を確認するための調査を実施する必要のある者による銃砲刀剣類の所持、使用等に関する危害を予防するため、本規制を置く必要性に現在も変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、欠格事由に該当する疑いのある者による銃砲刀剣類を使用した事件・事故の発生のおそれがあり、国民の生命及び身体の被害が生じるおそれがあったものと考えられる。

前記のとおり、欠格事由に該当する疑いがあり、調査を実施する必要のある者による銃砲刀剣類の所持、使用等に関する危害を予防する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制の導入に伴い、銃砲刀剣類の提出を命じられた者が、その所持する銃砲刀剣類を提出する事務負担が生じると想定していた。しかしながら、銃砲刀剣類の提出については、提出者の自宅に往訪した管轄警察署の警察官に対して提出するのみの事務負担であり、実際に遵守費用として発生するものは特段ないものである。また、事前評価時に想定されなかったその他の事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、提出を受けた銃砲刀剣類を保管する事務負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する行政費用は僅少であると想定していた。当該保管については、実際に、管轄警察署の警察官が、所持許可を受けた者の自宅に往訪し、保

管中の銃砲刀剣類の提出を受ける事務負担、及び提出を受けた銃砲刀剣類を警察署内の保管庫において適正に保管する事務負担が生じたが、当該警察署の通常の体制により通常業務と並行して対応できるものであり、特段の行政費用の増加は認められない。また、事前評価時に想定されなかったその他の事務負担等は発生していないことから、実質的に想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、確実にその所持する銃砲刀剣類を提出させることにより、銃砲刀剣類による危害を予防できると想定していた。本規制の導入前には、銃砲の所持許可を受けた者で欠格事由に該当する疑いがあるものについて、調査により欠格事由該当性が認定され仮領置がなされるまでの約1か月間、当該銃砲をその者の管理下に置いておかざるを得なかったという事例の把握があった。一方、本規制が導入された平成21年から平成30年末までの間に、本規制に基づき銃砲刀剣類を提出させた件数は139件把握しており、これらの場合については、調査の間、銃砲刀剣類による危害発生のおそれを排除したものと認められ、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、欠格事由に該当する疑いがあると認められる者による銃砲刀剣類を使用した危害が発生した事案がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事案により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い、特段の費用の増大は認められないが、所持許可を受けた者によって保管中の銃砲刀剣類の提出を受ける事務負担、及び提出を受けた銃砲刀剣類を警察署内の保管庫において適正に保管する事務負担が生じた。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、欠格事由に該当する疑いがあると認められる者に確実にその所持する銃砲刀剣類を提出させることにより、銃砲刀剣類による危害を予防することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、欠格事由に該当する疑いがあると認められる者が銃砲刀剣類を所持・使用することによる危害を予防するという便益に比較して、費用は相対的に小さいと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法

規制の名称：猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

平成20年の銃砲刀剣類所持等取締法の改正により、あらかじめ定められた活動地域において、地域の特性に応じた猟銃所持者に対するきめ細かな助言、民間団体が行う施策への協力等の猟銃の所持及び使用による危害を防止するための諸活動をその職務とする猟銃安全指導委員の制度を設けた。

猟銃安全指導委員には、その活動をより効果的なものとするため、都道府県公安委員会は、猟銃所持者の氏名、住所等の個人情報と委員に対して提供していること、猟銃所持者あるいはその家族等から個人的事項に関する相談を受けることがその職務とされること、危険性の高い猟銃に関する事項に携わること等から、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げるため、猟銃安全指導委員が職務上知り得た秘密の保護を図る必要があると認められた。

このため、猟銃安全指導委員又は猟銃安全指導委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととしたものである。

現在も猟銃安全指導委員が職務上知り得た秘密の保護を図る必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、猟銃安全指導委員が職務上知り得た秘密が漏洩され、これらの情報が悪用されるおそれ及び猟銃安全指導委員の職務に対する国民の信頼が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられないおそれが増大したものと考えられる。

前記のとおり、現在も猟銃安全指導委員が職務上知り得た秘密の保護を図る必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制の導入に伴い、新たな遵守費用は発生していない。

また、本規制の導入に伴い、新たな行政費用は発生していない。

事前評価時には、本規制の効果として、猟銃所持者の個人情報を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼を確保し、その諸活動の成果を上げることができると想定していた。本規制が導入された平成 21 年から平成 30 年末までの間、本規制に違反した事例の把握はなく、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、猟銃安全指導委員によって猟銃所持者の個人情報が漏洩され、被害が発生した事案がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事案により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともない。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、猟銃所持者の個人情報は保護され、これらの情報の悪用が防止され、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼を確保することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用は発生していないため、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令

規制の名称：店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態を見てした面接の申込みを取り次ぐことなどにより異性を紹介する営業（以下「出会い系喫茶営業」という。）が、売春や児童買春等に結び付きやすく、善良の風俗、少年の健全な育成への悪影響が問題となっていたほか、一時的性的好奇心をそそるような文句を使った派手な広告宣伝が店舗の周辺に氾濫しているなど、清浄な風俗環境を著しく害している状況にあったことから、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するとともに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第6項第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業として、出会い系喫茶営業を規制したものである。

風営適正化法第2条第6項第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業の届出数は、減少傾向にあるものの、児童買春をはじめとする子供の性被害は依然として深刻な状況にあるなど、売春や児童買春等の温床となり得る営業の規制が不要となるような情勢変化は起きていないことから、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化はなく、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、規制の事前評価後、売春や児童買春事犯は撲滅されておらず、本規制が導入されていなかった場合には、出会い系喫茶を温床とする売春や児童買春がより横行し、被害が生じたものと考えられる。

前記のとおり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

風営適正化法第2条第6項第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業として出会い系喫茶営業を規制したことにより、出会い系喫茶営業を営む者に対して、届出書の提出等の各種規制を遵守するための費用（1件につき、11,900円）が発生したが、事前評価時に想定されなかった遵守費用は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制に係る周知活動等、各種規制の遵守状況の把握及び違法行為の取締り等に係る費用が発生することが想定され、実際にこれらの活動は実施された。なお、これらの活動については、都道府県警察が、管内における規制対象業者の営業実態等を踏まえた上で、その実情に応じた方法により実施することとしているため、必要となる時間や人員もまちまちであり、本規制に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難である。ただし、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、出会い系喫茶の利用を契機とした児童買春等の発生が抑制されることが想定された。児童買春等の検挙件数の増減の原因を特定することは困難であるが、児童買春等の検挙件数を、本規制の導入前の平成 18 年から 22 年までの 5 年間と、導入後の平成 25 年から 29 年までの 5 年間で比較すると、前者が 3,278 件であるのに対し、後者は 2,379 件と減少している。

また、児童買春等の温床となる店舗型性風俗特殊営業の一形態である出会い系喫茶の届出数が近年減少していることから、事前評価時に想定された効果が発現していると認められる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、児童買春等の発生の抑制については、前記のとおり、児童買春等の検挙件数の増減の原因を特定すること自体が困難であることから、本規制の導入により減少した児童買春等の検挙件数を算出することは不可能である。よって、本規制の効果の金銭価値化を行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い、遵守費用、行政費用共に発生したが、本規制の導入以後、児童買春等の温床となる出会い系喫茶の届出数は減少しているなど、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持するとともに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に関して、当該規制の有効性が一定程度認められると考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、我が国の次代を担う少年の健全な育成は重要な価値を有するのに対し、本規制の導入に伴う費用は、遵守費用は 1 件につき 11,900 円と僅少であるほか、行政費用についても、通常の警察活動の範囲内で行われるものであり、事前評価時に想定されなかった事務負担等も発生していないことを踏まえれば、本規制の新設は妥当であったと認められる。

また、今後についても、児童買春をはじめとする子供の性被害が依然として深刻な状況を踏まえ、その温床となる出会い系喫茶を規制するものである本規制は継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令

規制の名称：ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和）、廃止

担当部署：生活安全局保安課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第6項第4号で規定するラブホテル及びモーテル（以下「ラブホテル等」という。）と類似する特徴を有していながら風営適正化法の規制が及んでいないホテル（以下「類似ラブホテル」という。）が、ラブホテル等営業の禁止区域等である住宅地域や学校の直近で営業するなど、清浄な風俗環境を害している実態があったこと、また、児童買春等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）第4条違反（児童買春）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号違反（児童に淫行をさせる行為）及び各都道府県青少年保護育成条例違反（みだらな性行為））の犯行場所として類似ラブホテルがラブホテル等以上に利用されている実態がみられたことから、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するとともに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、ラブホテル等営業として規制される営業の範囲を拡大したものである。

平成22年に本規制によりラブホテル等営業として規制される営業の範囲が拡大されたため、翌平成23年には、ラブホテル等営業の届出数が大幅に増加した。その後のラブホテル等の営業所数は、減少傾向にあるものの、児童買春をはじめとする子供の性被害は依然として深刻な状況にあるなど、児童買春等の温床となり得る営業の規制が不要となるような情勢変化は起きていないことから、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化はなく、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、規制の事前評価後、児童買春事犯は撲滅されておらず、本規制が導入されていなかった場合には、類似ラブホテルを温床とする児童買春がより横行し、被害が生じたものと考えられる。

前記のとおり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

風営適正化法第2条第6項第4号で規定するラブホテル等営業として規制される営業の範囲を拡大したことにより、新たにラブホテル等営業に該当することとなる営業を営む者に対して、届出書の提出等の各種規制を遵守するための費用（1件につき、11,900円）が発生したが、事前評価時に想定されていなかった遵守費用は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の趣旨に係る周知活動等、各種規制の遵守状況の把握及び違法行為の取締り等に係る費用が発生することが想定され、実際にこれらの活動は実施された。しかしながら、これらの活動については、都道府県警察が、管内における規制対象業者の営業実態等を踏まえた上で、その実情に応じた方法により実施することとしているため、必要となる時間や人員もまちまちであり、本規制に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難である。ただし、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、類似ラブホテルにおける児童買春等の発生が抑制されることが想定された。児童買春等の検挙件数の増減の原因を特定することは困難であるが、児童買春等の検挙件数を、本規制の導入前である平成18年から22年までの5年間と、導入後の平成25年から29年までの5年間の平均で比較すると、前者が3,278件であるのに対し、後者は2,379件と減少している。

他方、本規制導入により、類似ラブホテルに係る営業も新たにラブホテル等営業に該当することになったことから、本規制導入後の平成23年以降のラブホテル等の届出数は、本規制導入前の平成22年に比べて増加しており、これは、本規制導入前には18歳未満の者を客として立ち入らせることを禁止せず児童買春等の温床となっていた類似ラブホテルに、本規制導入後は18歳未満の者が客として立ち入れなくなったことを表している。したがって、児童買春等の温床となっていた類似ラブホテルを減少に追い込んでいると認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると認められる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、児童買春等の発生の抑制については、前記のとおり、児童買春等の検挙件数の増減の原因を特定すること自体が困難であることから、本規制の導入により減少した児童買春等の検挙件数を算出することは不可能である。よって、本規制の効果の金銭価値化は行わないこととする。本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い、確かに遵守費用、行政費用ともに発生した。しかしながら、本規制導入により、類似ラブホテルに係る営業も新たにラブホテル等営業に該当することになったことから、本規制導入後の平成23年以降のラブホテル等の届出数は、本規制導入前の平成22年に比べて増加しており、これは、本規制導入前には18歳未満の者が客として立ち入ることを禁止せず児童買春等の温床となっていた類似ラブホテルに、本規制導入後は18歳未満の者が客として立

ち入れなくなったことを表している。したがって、児童買春等の温床となっていた類似ラブホテルを減少に追い込んでいると認められることから、当該規制の有効性が一定程度認められると考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、我が国の次代を担う少年の健全な育成は重要な価値を有するのに対し、本規制の導入に伴う費用は、遵守費用は1件につき11,900円と僅少であるほか、行政費用についても、通常の警察活動の範囲内で行われるものであり、事前評価時に想定されなかった事務負担等も発生していないことを踏まえれば、本規制の導入は妥当であったと認められる。

また、今後についても、児童買春をはじめとする子供の性被害が依然として深刻な状況を踏まえ、その温床となる類似ラブホテルを規制するものである本規制は継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

規制の名称：暴力的要求行為として規制する行為の追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、事業者等による取引拒絶の意思表示に対し、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して取引を不当に要求する実態がみられたこと及び、指定暴力団員やその関係者が、公共工事の入札や契約のみならず、公有地の売買、警備や清掃といった業務の委託等に係る入札等についても同様の不当な行為を敢行しており、さらに、他の入札参加者に対して威力を示して談合に協力させるなどの不当な行為を敢行している実態もみられたことから、これらの不当要求を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条の暴力的要求行為として禁止される行為に追加し、中止命令及び再発防止命令の対象としたものである。

指定暴力団員によるこのような不当な要求行為は現在でも行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、指定暴力団員による事業者等に対する不当要求行為による被害が、現状以上に生じたものと考えられる。

前記のとおり、本規制によって禁止された指定暴力団員による事業者等に対する不当な要求行為は現在も行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる指定暴力団員に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

本規制により都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、事前評価時には、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じないと想定していた。当該命令については、当該命令の対象となる行為の有無及び態様等につき、関係者からの聴取等を行い、所要の決裁を経て発出することとなる。当該命令の発出に要す

る時間、人員等については、事案ごとに異なるため、当該命令に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、罰則を担保とした命令により事業者等に対する不当要求が抑止され、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができると想定された。本規制が導入された平成 24 年から平成 30 年までの間に、本規制によって禁止された不当要求行為に対する中止命令が 12 件、再発防止命令が 1 件発せられており、当該不当要求行為を中止させたことにより、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、指定暴力団員が本規制によって禁止された事業者等に対する不当要求によってどの程度の資金を得るかどうかについて個別の事案を精査して算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、算出に要する手間が膨大であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制によって禁止された不当要求行為に対して、実際に中止命令が発せられ、当該不当要求行為を中止させたことにより、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生しておらず、便益が発生していると認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

規制の名称：準暴力的要求行為の規制の拡大

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

近年、指定暴力団員による資金獲得行為は更に巧妙化し、準暴力的要求行為を行う意思を有するとみられる者に対してその者が準暴力的要求行為をするために指定暴力団等の威力を示すことを承諾するほか、指定暴力団の威力を用いることについてあらかじめ意を通じているとみられる配下の周辺者による準暴力的要求行為を承認するといった方法で、これらの者による準暴力的要求行為を助け、実質的にこれらの者に準暴力的要求行為を行わせて資金獲得を図るといった実態がみられ、一方、暴力団側は、社会における暴力団排除の動きに対抗するため、その活動をより不透明化させ、元指定暴力団員や指定暴力団員に対して継続的に又は反復して金品等を贈与し、又は貸与している者（以下「利益供与者」という。）、さらには利益供与者がその運営を支配する企業を通じて資金獲得活動を行うようになってきており、こうした者が指定暴力団との関係を巧妙に示しつつ、不当な要求を行う実態もみられた。

そこで本規制は、指定暴力団員が、人が当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けてはならないこととし、違反行為を再発防止命令の対象とし、さらに、元指定暴力団員や利益供与者等が行う準暴力的要求行為を禁止し、中止命令及び再発防止命令の対象とするもので、これらの行為を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条の3（準暴力的要求行為の要求等の禁止）、及び同法第12条の5（準暴力的要求行為の禁止）に追加したものである。

指定暴力団員等によるこのような準暴力的要求行為は現在でも行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、当該準暴力的要求行為等による被害が現状以上に生じたものと考えられる。

前記のとおり、本規制によって禁止された指定暴力団員等によるこのような準暴力的要求行為は現在も行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる指定暴力団員等に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

本規制により都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、事前評価時には、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じないと想定していた。当該命令については、当該命令の対象となる行為の有無及び態様等につき、関係者からの聴取等を行い、所要の決裁を経て発出することとなる。当該命令の発出に要する時間、人員等については、事案ごとに異なるため、当該命令に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、罰則を担保とした命令により準暴力的要求行為が抑止され、当該準暴力的要求行為により国民に被害が生じることを防止することができるとともに、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができるものと想定された。本規制が導入された平成 24 年から平成 30 年までの間に、本規制によって禁止された準暴力的要求行為に対する中止命令が 174 件、再発防止命令が 21 件発せられており、当該準暴力的要求行為を中止させたことにより、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、指定暴力団員が本規制によって禁止された準暴力的要求行為等によってどの程度の資金を得るかどうかについて個別の事案を精査して算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、算出に要する手間が膨大であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制によって禁止された準暴力的要求行為等に対して、実際に中止命令等が発せられ、当該準暴力的要求行為を中止させたことにより、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生しておらず、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

規制の名称：対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

平成18年5月、道仁会と九州誠道会の対立抗争が勃発し、平成19年には、佐賀県の武雄市において、道仁会の組員が九州誠道会の関係者を殺害する目的でその者が入院していた病院に立ち入り、入院中の一般市民を九州誠道会の関係者と誤って拳銃で射殺する事件も発生している。このように暴力団相互の対立抗争に起因して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法により暴力行為が行われるといった緊急事態において、周辺住民の生命又は身体に危害が加えられることを防止するとともに、暴力団相互の対立抗争を早期に封じ込め、その拡大を阻止する必要性が高まった。

また、道仁会と九州誠道会の対立抗争においては、事務所のほか、組員の自宅、路上、住宅等様々な場所で拳銃等の凶器を用いた暴力行為が敢行され、市民生活への脅威となっている状況にあり、暴力団事務所の付近の住民の生活の平穏のみならず、対立抗争の影響が及ぶ各地域の市民の生活の平穏を確保するための措置を講ずる必要性が高まった。

加えて、暴力団事務所の管理者に対して発出される対立抗争時における事務所使用制限命令について、指定暴力団員による規制逃れの動きが生じており、具体的には、事務所の管理者の配下にある指定暴力団員が事務所に立ち入る一方で、命令の名宛人である事務所の管理者が、配下の指定暴力団員に対して事務所を使用しないよう命令に従って必要な指示等を行っているとは主張するケースが発生していた。

本規制は、こうした状況に対処するため、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用しての暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法により行われ、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命等に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会は、期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとし、特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所にみだりに立ち入り、又はとどまることを禁止することとし、また、特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員が、警戒区域において、事務所を設置すること、対立の相手方の指定暴力団等の指定暴力団員につきまとうこと等対立抗争に係る暴力行為を誘

発するおそれがある行為をすることを禁止し、当該行為を行ったときは、当該指定暴力団員を処罰することとした。さらに、現行の事務所使用制限命令について、事務所の管理者のみならず、事務所の使用者に対しても発出することができることとしたものである。

暴力団の対立抗争事件は、現在でも発生しているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、対立抗争に係る暴力行為によって、市民に対し、より多くの危害が生じたものと考えられる。

前記のとおり、暴力団の対立抗争事件は、現在でも発生しており、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

本規制により都道府県公安委員会に指定事務が生ずることとなり、事前評価時にも、当該指定事務に係る費用が生じると想定していた。当該指定については、当該指定の要件となる事案及び態様等につき、関係者からの聴取等を行い、所要の決裁を経て発出することとなる。当該指定に要する時間、人員等については、指定をしようとする団体ごと、また、それぞれの状況に応じて異なるため、当該指定に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されていなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者による当該特定抗争指定暴力団等の事務所への立入り等及び特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員による対立抗争の相手方に対するつきまとい等を禁止することにより、対立抗争に係る暴力行為を抑止することができるものと想定された。

本規制が導入された平成24年から平成30年までの間に、本規制により2団体を特定抗争指定暴力団等として指定している。本規制による直罰での検挙や事務所使用制限命令の発出はないものの、当該特定抗争指定暴力団等に係る対立抗争事件は1件も発生していないことから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、対立抗争に係る暴力行為の結果として生じる損益を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、算出に要する手間が膨大であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

また、本規制によって、対立抗争に係る暴力行為を抑止し市民に対する危害を防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入による効果が認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

規制の名称：賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、指定暴力団員が、準暴力的要求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復等する目的で、その相手方に対して暴力行為を敢行し、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が、当該暴力行為を敢行した指定暴力団員を賞揚等する実態がみられたことから、準暴力的要求行為に伴う暴力行為の賞揚等を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第30条の5の暴力行為の賞揚等の規制の対象に追加したものである。

指定暴力団員によるこのような準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する行為は現在でも行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、指定暴力団員による準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する行為が発生し、新たな暴力行為を助長する結果となっていたと考えられる。

前記のとおり、本規制によって禁止された指定暴力団員による準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する行為は現在も行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる指定暴力団員に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

本規制により都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、事前評価時には、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じないと想定していた。当該命令については、当該命令の対象となる行為の有無及び態様等につき、関係者からの聴取等を行い、所要の決裁を経て発出することとなる。当該命令の発出に要する時間、人員等については、事案ごとに異なるため、当該命令に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないこと

から、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、罰則を担保とした命令により準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する行為が防止され、将来の準暴力的要求行為に伴う暴力行為が抑止されると想定された。

本規制が導入された平成 24 年から平成 30 年までの間に、本規制によって禁止された準暴力的要求行為に伴う暴力行為の賞揚等に対する賞揚等禁止命令が 2 件発せられ、当該準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する行為を防止したことにより、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、指定暴力団員による準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する行為により、他の暴力行為がどの程度誘発されたかどうか推計し、さらにその暴力行為により発生する金銭的損失を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、算出に要する手間が膨大であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制によって禁止された準暴力的要求行為に伴う暴力行為の賞揚等に対して、実際に賞揚等禁止命令が発せられ、準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する行為を中止させたことにより、将来の準暴力的要求行為に伴う暴力行為の抑止に寄与していると考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生していないため、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

規制の名称：縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

縄張は、指定暴力団員の不当な資金獲得活動を容易にする基盤そのものであり、その維持は指定暴力団員からの上納金を資金源とする指定暴力団の組織としての不正権益の消長にも関わる問題であることから、指定暴力団員が縄張内の営業者のために用心棒行為等を行う場合には、違法な行為を敢行してでもこれを貫徹しようとする動機が強く働くものと考えられる。そのため、そのような用心棒行為等は、本質的に違法な行為に発展する危険性を有するものであり、実際に、指定暴力団員は、その縄張内の営業者のために用心棒行為等の一定の行為を行うに際して多数の違法な行為を敢行し、これにより一般市民に危害が生じている実態がみられた。

本規制は、こうした状況に対処するため、指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒行為等を行うことやその約束をすることを禁止するとともに、営業者等が指定暴力団員に対して用心棒行為等をするを要求等することを禁止するための命令を発することができるとしたものである。

指定暴力団員による用心棒行為等及び営業者等による用心棒行為等の要求行為等は現在でも行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、指定暴力団員による用心棒行為等及び営業者等による用心棒行為等の要求等が頻発し、国民の生命、身体又は財産により多くの危害が生じたものと考えられる。

前記のとおり、本規制によって禁止された指定暴力団員による用心棒行為等及び営業者等による用心棒行為等の要求行為等は現在も行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる指定暴力団員等に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

本規制により都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連

の体系をなすものであり、事前評価時には、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じないと想定していた。当該命令については、当該命令の対象となる行為の有無及び態様等につき、関係者からの聴取等を行い、所要の決裁を経て発出することとなる。当該命令の発出に要する時間、人員等については、事案ごとに異なるため、当該命令に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、罰則を担保とした命令により用心棒行為等に伴う違法な行為が抑止され、これにより国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然に防止することができるとともに、指定暴力団員による縄張の維持を防ぎ、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができるものと想定された。

本規制が導入された平成 24 年から平成 30 年までの間に、本規制によって禁止された指定暴力団員による用心棒行為等に対する中止命令が 6 件、防止命令 30 件、再発防止命令が 3 件、営業者等による用心棒行為等の要求行為等に対する再発防止命令が 1 件発せられており、当該行為を中止させたことにより、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、指定暴力団員等が本規制によって禁止された用心棒行為等によってどの程度の資金を得るかどうかについて個別の事案を精査して算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、算出に要する手間が膨大であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制によって禁止された指定暴力団員による用心棒行為等及び営業者等による用心棒行為等の要求行為等に対して、実際に命令が発せられ、当該行為を中止させたことにより、国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然に阻止することができたほか、指定暴力団による縄張の維持を防ぎ、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生していないため、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

規制の名称：暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

これまで、暴力団との関係の遮断を図るため暴力団からのみかじめ料要求を拒絶した事業者等に対して、暴力団員がその報復として危険な暴力行為を行う事案が相次いで発生しており、例えば平成22年9月には、愛知県において、みかじめ料の要求を拒否した風俗店に暴力団員がガソリンをまいた上で火を付け、従業員3名を殺傷しているほか、平成23年3月には、福岡県において、暴力団の不当要求に応じない姿勢を示した建設会社の取引先であるガス会社の社長宅に手りゅう弾が投てきされている。このような暴力団の危険な暴力行為は、事業者等に対する大きな脅威となっている。

本規制は、こうした状況に対処するため、指定暴力団員又はその要求等を受けた者が、暴力的要求行為等が行われた場合において、当該行為に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為（以下「要件該当暴力行為」という。）を行ったと認められ、かつ、更に同様の暴力行為が行われるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会は、期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）を定めて、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとし、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して暴力的要求行為等を行ったときは、当該指定暴力団員を処罰することとしたほか、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が暴力的要求行為を行う目的で警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して面会の要求等をする事等を禁止し、違反行為を中止命令等の対象としたものである。さらに、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が上記の暴力行為の謀議等の用に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会は、当該事務所の管理者等に対し、その使用を制限する命令をすることができることとしたものである。

特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して行われる暴力的要求行為等は現在でも行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定してい

なかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による暴力的要求行為等が現状以上に発生し、市民生活により多くの危険が生じたものと考えられる。

前記のとおり、本規制によって禁止された特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して行われる暴力的要求行為等は現在も行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる指定暴力団員等に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

本規制により都道府県公安委員会に指定事務が生ずることとなり、事前評価時にも、当該指定事務に係る費用が生じると想定していた。当該指定については、当該指定の要件となる事案及び態様等につき、関係者からの聴取等を行い、所要の決裁を経て発出することとなる。当該指定に要する時間、人員等については、指定をしようとする団体ごと、また、それぞれの状況に応じて異なるため、当該指定に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されていなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による暴力的要求行為等を直罰をもって禁止するとともに、暴力的要求行為を行う目的でのつきまとい等を禁止することにより、暴力的要求行為等及びこれに伴う暴力行為を抑止することができるものと想定された。

本規制が導入された平成 24 年から平成 30 年までの間に、本規制により 1 団体を特定危険指定暴力団等として指定している。また、本規制によって禁止された特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して行われる暴力的要求行為等に対する直罰での検挙が 24 件あるほか、中止命令が 2 件、事務所使用制限命令が 10 件発せられている。さらに、平成 25 年 2 月以降、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による要件該当暴力行為は発生していない。これらのことから、当該要求行為等を防止したことにより、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、本規制によって禁止された特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して行われる暴力的要求行為等の結果として生じる損益を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、算出に要する手間が膨大であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

また、本規制によって禁止された特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して行われる暴力的要求行為等に対して、実際に直罰での検挙又は各種命令が発せられ、当該要求行為等を防止したことにより、市民生活に対する危害を防止することができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う効果が認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法

規制の名称：病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和）、廃止

担当部署：交通局運転免許課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、一定の病気等、運転適性を備えていない者が不当に臨時適性検査を免れ、運転免許（以下「免許」という。）を付与されることにより、重大事故が発生することを防ぐ観点から、免許を受けようとする者等が、病気の症状に関する質問票等に虚偽の記載をして提出する行為を、道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の4第2号に罰則規定として追加したものである。

本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、運転適性を備えていない者が質問票等に虚偽の記載をして提出することにより、不当に臨時適性検査を免れる可能性があることに変わりはないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、運転適性を備えていない者に対しても免許が付与され、その結果、重大事故が発生していたものと考えられる。

前記のとおり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、運転適性を備えていない者が質問票等に虚偽の記載をして提出することにより、不当に臨時適性検査を免れる可能性があることに変わりはないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制の対象となる免許を受けようとする者等は、病気の症状に関する質問票等について虚偽の記載をしないよう法的義務が課されることとなるが、金銭的負担が生じるものではなく、また、旧制度においても、免許申請書等の病状等申告欄において、病気の症状に関する申告が求められていたことから、新たな遵守費用はほとんど発生していない。

本規制により、免許を受けようとする者等に対して質問票を交付する事務が公安委員会には発生するが、既存の免許申請の受理等の手続と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど発生していない。

事前評価時には、本規制の効果として、病気の症状に関する質問票等への記載を臨時適性検査の端緒として活用し、運転適性を備えていない一定の病気等に該当する者を道路交通の場から排

除することができる想定された。本規制の導入後、質問票等への病気の症状の記載を端緒とした免許の取消し等処分件数は、平成 26 年は 565 件、平成 27 年は 2,373 件、平成 28 年は 2,735 件、平成 29 年は 2,575 件と、平成 25 年における本人からの病状申告を端緒とした免許取消処分件数の 275 件を大きく上回っており、「一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除」による効果とあいまって事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、質問票等に虚偽の記載をした者が起こした交通事故によって、どの程度の金銭的損失が生じるのかを個別の事案を精査して算出する必要があるが、損失の規模は事案ごとに異なるためその推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、把握されていない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制等によって、運転免許証の更新時等における病状申告による免許取消し等処分件数が増加し、一定の病気等に起因する交通事故を未然に防ぐことができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生していないため、便益が費用を上回っていると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法

規制の名称：一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：交通局運転免許課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等に該当する者に対する運転免許（以下「免許」という。）の取消処分等を行う際には、一定の病気等に該当するか否かを判別するための専門的知識を有する医師の判断（臨時適性検査等）を踏まえた上で処分を行っているところ、専門医の人的体制等の制約により、当該処分には一定の期間を要することから、その間に一定の病気等に起因する交通事故が発生することを防止するため、都道府県公安委員会が、免許を受けた者が交通事故を起こした場合等において、一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときは、その者の免許の効力を暫定的に停止することができる旨を、道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2の3第1項に規定したものである。

本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、一定の病気等に該当する疑いのある者が免許を取り消されるまでの間に当該病気等に起因する交通事故を起こす可能性があることに変わりはないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、一定の病気等に該当する疑いのある者を把握してから、臨時適性検査等の結果を踏まえて免許の取消し等を行うまでの間に、当該病気等に起因する交通事故が数多く発生していたものと考えられる。

前記のとおり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、一定の病気等に該当する疑いのある者が免許を取り消されるまでの間に当該病気等に起因する交通事故を起こす可能性があることに変わりはないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる一定の病気等に該当する者であることを理由に免許の効力の暫定的停止を受けた者は、免許の効力が停止されている間、自動車等の運転をすることができなくなるが、金銭的負担や作為義務が生じるものではなく、新たな遵守費用はほとんど発生していない。

本規制により、一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止事務が発生するが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど発生してい

ない。

事前評価時には、本規制の効果として、免許を受けた者が交通事故を起こした場合等において、一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときは、その者の免許の効力を暫定的に停止することにより、臨時適性検査の結果を踏まえて取消処分等を行うまでの間に当該病気等に起因する交通事故がその後も発生することを防止することができると想定された。本規制が導入された平成 26 年から平成 29 年末までの間に、本規制によって免許の効力の暫定的停止が行われた件数は、平成 26 年は 128 件、平成 27 年は 166 件、平成 28 年は 197 件、平成 29 年は 147 件となっており、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、一定の病気等に該当する疑いがある者が臨時適性検査の結果を踏まえて取消処分等を行うまでの間に起こした当該病気等に起因する交通事故によって、どの程度の金銭的損失が生じるのかを個別の事案を精査して算出する必要があるが、損失の規模は事案ごとに異なるためその推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、把握されていない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制が導入されたことにより、平成 26 年以降毎年一定数の免許の効力の暫定的停止が行われており、一定の病気等に該当する疑いがある者による交通事故を未然に防ぐことができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生していないため、便益が費用を上回っていると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法

規制の名称：一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：交通局運転免許課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、一定の病気等に該当することを理由に運転免許（以下「免許」という。）を取り消された者は、症状が改善したとしても、免許を再取得するためには、適性試験、技能試験及び学科試験に合格しなければならないこととされていたところ、この負担の大きさが、免許の取得時や運転免許証の更新時等における正しい症状の申告を妨げていると考えられたことから、当該者の免許の再取得に係る負担を軽減することにより、病状に関する正しい申告を促進するため、一定の病気に該当することを理由に免許を取り消された日から起算して3年を経過していない者が免許を再取得しようとする場合は、技能試験及び学科試験を免除する旨の規定を、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第5号に追加したものである。

本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、再取得に要する時間的・経済的負担への懸念から病状に関する正しい申告が行われていない可能性があることに変わりはないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、免許を再取得するために改めて技能試験・学科試験を受けることによる時間的・経済的負担への懸念から、病状に関する正しい申告が行われず、その結果、一定の病気に起因する交通事故が発生していたものと考えられる。

前記のとおり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、再取得に要する時間的・経済的負担への懸念から病状に関する正しい申告が行われなかった可能性があることに変わりはないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる一定の病気に該当することを理由に免許を取り消された者に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

本規制については、試験の一部免除を内容とするものであることから、新たな行政費用は発生していない。

事前評価時には、本規制の効果として、免許の再取得に係る負担を軽減することにより、病状に関する正しい申告を促進し、これを臨時適性検査の端緒として活用し、運転適性を備えていない一定の病気に該当する者を道路交通の場から排除することができると想定された。本規制が導入された平成 26 年において、本人からの相談、病状申告及び質問票への病気の症状の記載を端緒とした免許取消し等処分件数は合計 1,988 件、平成 27 年は 4,373 件、平成 28 年は 5,141 件、平成 29 年は 4,927 件と、平成 25 年における本人からの相談及び病状申告を端緒とした免許取消等処分件数の 644 件を大きく上回っており、「病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止」による効果とあいまって事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、免許の取得時や運転免許証の更新時等において正しい症状の申告を行わなかったことによって一定の病気に該当する者が起こした交通事故によって、どの程度の金銭的損失が生じるのかを個別の事案を精査して算出する必要があるが、損失の規模は事案ごとに異なるためその推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、把握されていない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともに発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制によって免許の再取得に係る負担を軽減し、本人からの相談及び質問票への病気の症状の記載を端緒とした免許取消し等処分件数が増加し、一定の病気に起因する交通事故の発生を未然に防ぐことができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生していないため、便益が費用を上回っていると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法

規制の名称：取消処分者講習の受講対象の拡大

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和）、廃止

担当部局：交通局運転免許課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、運転免許（以下「免許」という。）の取消し（一定の病気等に該当することを理由とするものを除く。）を受けた者で運転免許試験を受けようとするものは、過去1年以内に取消処分者講習を受けなければならないこととされているところ、免許が失効したため取消処分を受けなかった者等（以下「準取消処分者等」という。）は、取消処分を受けた者と同等の危険性が認められるにもかかわらず、取消処分者講習を受講しなくても運転免許試験を受けることができることから、準取消処分者等が運転免許試験を受けようとする場合は、過去1年以内に取消処分者講習を終了することを、道路交通法（昭和35年法律第105号）第96条の3第2項及び第108条の2に義務規定として追加したものである。

本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、準取消処分者等が、取消処分者講習を受講しないまま免許を再取得することによって交通事故を起こす可能性があることに変わりはないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないことから、推計値による検証は困難であるが、当該規制が導入されていなかった場合には、準取消処分者等が、その危険性にもかかわらず、取消処分者講習を受講しないまま免許を再取得することによる交通事故が発生していたものと考えられる。

前記のとおり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じておらず、準取消処分者等が、取消処分者講習を受講しないまま免許を再取得することによって交通事故を起こす可能性があることに変わりはないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制の対象である準取消処分者等が運転免許試験を受けようとする場合には、過去1年以内に取消処分者講習を受けていなければならなくなり、一定の遵守費用が発生している。

取消処分者講習の受講に係る事前評価時の手数料額は31,850円であるが、平成30年4月1日現在は30,550円となっている。

本規制により、都道府県公安委員会による準取消処分者等に対して取消処分者講習を行う事務

が発生しているが、当該費用は当該講習を受ける者から徴する手数料により賄われ、都道府県公安委員会の金銭的負担は発生していない。

その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は生じていないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、準取消処分者等に、取消処分者講習を受講させてその危険性を改善することができると想定された。平成 30 年中に取消処分者講習を受講した準取消処分者等は 466 人となっており、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、免許を再取得した準取消処分者等が起こした交通事故によって、どの程度の金銭的損失が生じるのかを個別の事案を精査して算出する必要があるが、損失の規模は事案ごとに異なるためその推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、把握されていない。

3 考察

本規制の導入に伴い、一定の遵守費用及び行政費用が発生しているが、事前評価時の想定と乖離しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制が導入されたことにより、準取消処分者等に、取消処分者講習を受講させてその危険性を改善することにより、免許を再取得した後の交通事故を未然に防ぐことができたと考えられる。

上記の費用と効果（便益）を比較すると、準取消処分者等による交通事故の抑止という効果（便益）に対して、当該規制に伴う遵守費用は社会的に受忍できる程度のものであり、今後も同様の効果（便益）が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法

規制の名称：自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：交通局交通企画課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、自転車の運転者が法令に違反をしている運転をしていることが多くの事故の要因になっていると考えられたことから、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為（以下「危険行為」という。）を反復して行った自転車の運転者に対し、従来の自己の運転行動がいかに危険であるのかを気付かせて、運転行動を自発的に変容させるための講習（以下「自転車運転者講習」という。）の受講を命ずることにより、交通の安全の確保を図るものである。

自転車運転者の危険行為による交通事故は現在も発生しており、本規制を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、任意手段である指導・警告等では、危険行為を反復して行う自転車運転者の危険性は十分に改善されず、交通の安全を確保できなかったものと考えられる。

前記のとおり、自転車運転者の危険行為による交通事故は現在も発生しており、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる自転車運転者は、自転車運転者講習を受けなければならないが、遵守費用として、受講手数料（標準額 6,000 円）の負担が生じているが、事前評価時に当該遵守費用の発生は想定されており、想定と実績とのかい離は生じていない。

他方、行政費用については、当該命令の発出事務等が発生することとなるが、当該命令の発出に要する行政費用は事案ごとに異なるため、金銭価値化して推計することは困難である。また、講習の実施事務については手数料額の 6,000 円に相当する費用が生じるが、手数料として受講者が負担することから、行政費用とはならない。

したがって、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、罰則を担保とした命令により自転車運転者講習を受講させることにより、自転車の運転者の危険性が改善され、交通の安全を確保することができると想定された。

本規制が導入された平成 27 年 6 月から平成 30 年 12 月末までに間に、本規制により受講を命じられた 505 人が講習を受講している。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	合計
被受講命令者数	7 人	81 人	122 人	295 人	505 人
受講者数	7 人	80 人	122 人	296 人	505 人
受講率	100.0%	98.8%	100.0%	100.3%	100.0%

※ 1 受講率は、受講命令を受けた者（被受講命令者数）のうち講習を受講した者（受講者数）の割合

※ 2 平成 28 年及び平成 29 年中に受講命令を受けた者が翌年に受講したため、平成 28 年は受講者数が被受講命令者数を 1 人下回り、平成 30 年は受講者数が被受講命令者数を 1 人上回ったもの

講習では、受講前と受講後に自転車の交通ルールに関するテストを実施しているところ、平成 27 年 6 月から平成 30 年 6 月までの間に講習を受講した者については、受講後のテストの得点率が約 15 ポイント向上しており、受講により交通ルールへの理解が促進されたことが認められた。

	受講前	受講後
テストの得点率	78.4%	94.1%

※ 講習を受講したもののうち、テストの結果が判明した 296 人の得点率を記載

また、平成 29 年中に講習を受講した 122 人について、受講前後 1 年に危険行為を行った件数及び危険行為に係る事故を発生させた件数を集計したところ、いずれも受講後は受講前と比較して大幅に減少しており、自転車運転者の危険性の改善が認められた。

	受講前	受講後
危険行為件数※ 1	184	6
事故件数※ 2	22	0

※ 1 平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月末までに講習を受講した者の受講日を基準にして前後 1 年間の危険行為件数を記載

※ 2 平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月末までに講習を受講した者の受講日を基準にして前後 1 年間の危険行為に係る事故件数を記載（事故件数には物損事故を含む。）

以上のことから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合の受講者の交通事故数や事故態様、事故によって生じる損失を推計することが必要であるが、これらは事案ごとに異なるためその推計は困難であることから、金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響の発生は把握されていない。

3 考察

本規制を導入したことにより、遵守費用、行政費用ともに発生しているが、事前評価時に想定されていた費用であり、かい離は生じていない。

他方、本規制により、危険行為を反復して行った者は、自転車運転者講習を受講しているが、講習の結果、受講者の交通ルールの理解が促進され、その後の危険行為も減少している。

以上のことから、受講者の自転車の運転に関する危険性を改善し、交通の安全を確保することができたということができ、費用以上の便益があるものと評価することができることから、当該規制は継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法

規制の名称：自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：交通局交通企画課

評価実施時期：令和元年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、本人の趣味・嗜好により、制動装置不良自転車をスポーツ感覚で運転するものが増加し、そのために死亡事故や重傷事故が発生し、制動装置不良自転車運転で多数検挙されていた状況を踏まえ、制動装置不良自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させその制動装置について検査し、必要な応急の措置を命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができることとしたものである。

制動装置不良自転車による事故は現在でも発生しているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、制動装置不良自転車運転を助長し、自転車の制動不良を原因とした事故がより多く発生していたものと考えられる。

前記のとおり、本規制の対象である制動装置不良自転車による事故は現在でも発生しているものであり、自転車の制動装置に係る科学技術等に大きな変化は生じていないことから、本規制は引き続き必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制は本来備えなければならない制動装置の整備を求めるものであり、新たな遵守費用は発生していない。

事前評価時には、制動装置不良自転車の検査、応急措置命令等の内容は既に任意の指導等として行われていたため、規制対象が大幅に増加することは想定し難く、また、本規制の導入によって命令書の交付等の事務作業が発生することもないため、新たな行政費用はほとんど発生しないと想定していた。当該検査、命令等に要する時間、人員等については、事案ごとに異なるため、当該検査、命令等の実施に要する行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じて

いない。

事前評価時には、本規制の効果として、制動装置不良自転車の運転が防止され、交通の安全を確保することができると想定されていた。本規制導入前の平成 20 年から平成 24 年にかけての制動装置不良を原因とした自転車事故の発生件数は 118 件であり、本規制導入後の平成 26 年から平成 30 年にかけての同事故件数は 41 件と約 3 分の 1 に減少していることから、本規制の導入によって事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、誘発されたであろう制動装置不良自転車の運転により損なわれる交通の安全を金銭価値化し、損失を算定する必要があるが、損失の規模は事案ごとに異なるためその推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、把握されていない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制導入後、制動装置不良を原因とした自転車事故は約半減していることから、本規制は制動装置不良自転車の運転防止に寄与していると考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生していないため、便益が費用を上回っていると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。